

【国保】

審査情報提供事例について

審査支払機関における診療（調剤）報酬に関する審査は、国民健康保険法及び各法、療担規則及び薬担規則並びに療担基準、診療（調剤）報酬点数表並びに関係諸通知等を踏まえ各審査委員会の医学的見解に基づいて行われています。

他方、高度多様化する診療内容について的確、かつ、迅速な審査を求めるられており、各審査委員会から自らの審査の参考とするため、他の審査委員会の審査状況について知りたいとの要望のある事例について、平成17年度より全国調査を実施し、各審査委員会及び国保連合会間で情報の共有をしてまいりました。

今般、審査の公平・公正性に対する関係方面からの信頼を確保するため、審査上的一般的な取扱いについて、「審査情報提供事例」として広く関係者に情報提供することといたしました。

今後、全国国保診療報酬審査委員会会長連絡協議会等で協議を重ね提供事例を逐次拡充させることとしております。

なお、療担規則等に照らして、それぞれの診療行為の必要性、妥当性などに係る医学的判断に基づいた審査が行われることを前提としていますので、本提供事例に示されている方向性がすべての個別事例に係る審査において、画一的あるいは一律的に適用されるものでないことにご留意願います。

平成23年3月

【国保】

K-85 内視鏡的膵管ステント留置術時の胆道ステントセットの算定について

《令和 7 年 5 月 29 日新規》

○ 取扱い

K708-3 内視鏡的膵管ステント留置術時の胆道ステントセットの算定は、原則として認められない。

○ 取扱いの根拠

034 胆道ステントセットは、厚生労働省通知※「胆道狭窄部に対し、胆管の拡張又は管腔の維持を目的に、経皮的又は経内視鏡的に胆管内に留置して使用するステント（ガイドワイヤー及びダイレーターを含む。）である」と示されている。

内視鏡的膵管ステント留置術は、主膵管狭窄に伴う膵液流出障害を解除することにより、慢性膵炎の軽減、膵機能の改善、膵石の治療や再発防止などを目的に実施されるが、その際の胆道ステントセットの算定は上記通知より適応外と考えられる。

以上のことから、K708-3 内視鏡的膵管ステント留置術時の胆道ステントセットの算定は、原則として認めないと判断した。

(※) 特定保険医療材料の定義について

※ K-89 と同様の趣旨